

○災害時拠点強靱化緊急促進事業 補助金交付要綱

改正案	現行
<p style="text-align: right;">平成 26 年 4 月 1 日 国住街第 1 6 6 号 国土交通省住宅局長通知 最終改正 <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> 国住街第 <u>180</u> 号</p>	<p style="text-align: right;">平成 26 年 4 月 1 日 国住街第 1 6 6 号 国土交通省住宅局長通知 最終改正 <u>平成 31 年 3 月 28 日</u> 国住街第 <u>4 3 6</u> 号</p>
<p>第 1 ～ 第 2 (略)</p>	<p>第 1 ～ 第 2 (略)</p>
<p>第 3 補助金の額</p> <p>1 事業主体が地方公共団体の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の 2 分の 1 以内の額とし、事業主体が民間事業者等の事業あつては、次に掲げる費用を合計した額の 3 分の 2 以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額に 2 を乗じて得た額以内の額とする（ただし、建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴うものに限る）。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 受入関連施設の整備に要する費用</p> <p>帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる非常用発電機、<u>給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）</u>、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設、<u>災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート（ただし、災害拠点病院等に限る。）</u>等の施設を設置するための工事に要する費用（<u>ただし、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポートにあつては、中型ヘリコプターに対応するヘリポートを整備する場合から付加的に必要となる整備費とする。また、付随し</u></p>	<p>第 3 補助金の額</p> <p>1 事業主体が地方公共団体の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の 2 分の 1 以内の額とし、事業主体が民間事業者等の事業あつては、次に掲げる費用を合計した額の 3 分の 2 以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額に 2 を乗じて得た額以内の額とする（ただし、建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴うものに限る）。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 受入関連施設の整備に要する費用</p> <p>帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる非常用発電機、耐震性貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設等の施設を設置するための工事に要する費用（付随して必要となる設備配管等の整備費を含み、災害拠点病院にあつては、大量の負傷者を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の整備費を含む。）</p>

改正案	現行
<p>て必要となる設備配管等の整備費や<u>追加的に給水関連設備を整備する場合の整備費</u>を含み、災害拠点病院等にあつては、大量の負傷者等を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の整備費を含む。)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 ～ 第11 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 第1 施行期日 改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>第1 施行期日</u> <u>改正後の要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>第4 ～ 第11 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 第1 施行期日 改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>